

## 第 6 期

# 定時株主総会 招集ご通知

書面またはインターネット等  
による議決権行使期限  
2026年3月24日（火曜日）  
午後5時まで

日時	2026年3月25日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
場所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階 日比谷国際ビル コンファレンス スクエア（8F）

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締  
役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選  
任の件
- 第4号議案 当社大規模買付ルールの更新の  
件

### 目 次

■第6期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	7
■事業報告	40
■連結計算書類	74
■計算書類	94
■監査報告書	105

株式会社 ADワークスグループ

証券コード：2982

証券コード 2982  
2026年3月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
株式会社ADワークスグループ  
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

## 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第6期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

<https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（ADワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2026年3月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2026年3月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）                       |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階<br>日比谷国際ビル コンファレンス スクエア （8F） |

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第6期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第6期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第4号議案** 当社大規模買付ルールの更新の件

以上

---

#### 議決権行使その他招集に関する事項等について

##### (1) 行使方法について

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法の3つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。詳しくは4頁～6頁をご覧ください。

##### (2) 重複行使された場合の取り扱いについて

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

##### (3) 議案に賛否の表示がない場合の取り扱いについて

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

##### (4) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

##### (5) 当日のご出席について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## (6) 本招集ご通知について

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求をされていない株主様に対しても、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類等の内容を記載したサマリー版の書面をご送付しております。

また、書面交付請求をされた株主様には、基本的に電子提供措置事項の全てを記載した書面をご送付しておりますが、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当該書面においても下記の事項は記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

①事業報告の「主要な借入先及び借入額」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②連結計算書類

③計算書類

④監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」

なお、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」記載の大規模買付ルールの詳細につきましては、前記各ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

## (7) 書類等の修正について

本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



### ■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2026年3月25日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



### ■ 郵送による議決権行使

行使期限

2026年3月24日（火曜日）  
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### ■ インターネット等による議決権行使

行使期限

2026年3月24日（火曜日）  
午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。



スマートフォンをご利用の株主様  
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」のが  
**不要**になりました！

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2026年3月24日（火曜日）  
午後5時まで



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

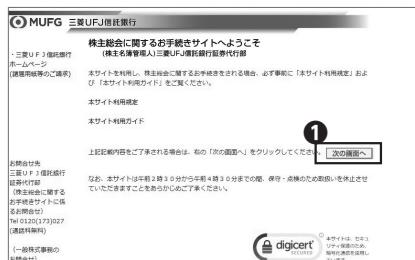


# ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



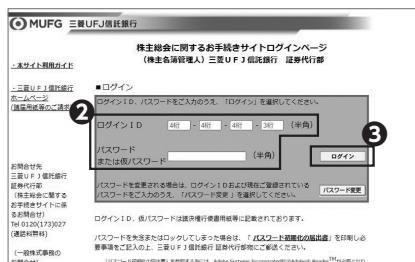
## 1 議決権行使サイトへアクセスする



「議決権行使サイト」トップページ

①「次の画面へ」をクリック

## 2 ログインする



「ログインID、仮パスワード」入力画面

②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

## 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

#### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社グループにおける事業内容の多様化に伴う、ホテル運営事業への参入を見据え、現行定款第2条の事業目的の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) ~ (15) <条文省略> (16) ホテル及び旅館の経営  (17) ~ (32) <条文省略>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) ~ (15) <現行どおり> (16) ホテル及び旅館の経営及び <u>運営</u> (17) ~ (32) <現行どおり>
2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。  第3条~第41条<条文省略>	2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。  第3条~第41条<現行どおり>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 <p><b>再任</b> たなか ひでお 田中 秀夫 (男性) 1950年2月7日生</p>	<p>1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋(現 みずほ不動産販売(株)) 入社 1993年3月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 1995年2月 同社 代表取締役社長 2020年4月 当社 代表取締役社長CEO(現任) 2024年1月 (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役会長 一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会 代表理事(会長)</p>	5,359,200株
<p>[取締役の候補者とした理由] 単独株式移転により当社を設立した会社である(株)イー・ディー・ワークスの不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長としての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 <p><b>再任</b> すずき としや 鈴木 俊也 (男性) 1964年11月9日生</p>	<p>1989年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社 2008年 1月 同社 AM事業部法人営業部部長 2009年11月 同社 仲介事業部部長 2013年10月 同社 ソリューション事業部部長 兼 投資不動産企画開発部部長 2014年10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部長 2015年10月 (株)イー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長 2018年 6月 同社 取締役 執行役員 事業企画本部長 2019年 4月 同社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部長 2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員 2021年 1月 当社 取締役 2023年 3月 当社 専務取締役 (現任) 2024年 1月 (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (株)イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman</p>	138,604株
<p>[取締役の候補者とした理由] 大手不動産会社において法人等の仲介・賃貸、開発などの不動産事業の豊富な経験を有しており、収益不動産の賃貸、開発、販売事業にて優れた実績をあげております。また、中核子会社である(株)イー・ディー・ワークスの代表取締役社長に就任以降、いっそうの事業成長と従業員エンゲージメントの向上に大きく貢献しており、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 <p><b>再任</b> ごとう ひでお 後藤 英夫 (男性) 1963年5月30日生</p>	<p>1987年4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行 2015年4月 (株)三井住友銀行 執行役員 投資銀行統括部長 2017年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 ホールセール企画部長 2018年5月 (株)SMBC信託銀行 常務執行役員 2019年12月 同社 取締役 兼 常務執行役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2021年6月 SMBC日興証券(株) 社外取締役(監査等委員) 2024年3月 立川ブラインド工業(株) 社外取締役 (現任) 2025年3月 当社 専務取締役CFO (現任) 2026年1月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 立川ブラインド工業(株) 社外取締役 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 (株)エンジェル・タッチ 代表取締役会長 JMRアセットマネジメント(株) 代表取締役社長</p>	一株
<p>[取締役の候補者とした理由] 大手金融会社における豊富な実務経験から、金融・経営企画に対する高い知見と、金融業界における幅広いネットワークを有しております。こうした知見等をもとに、当社グループのさらなる事業の拡大・強化を推進し、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	 <p><b>再任</b>  やました はるやす  山下 晴康  (男性)  1967年1月3日生</p>	<p>1989年4月 住友不動産(株) 入社  2001年10月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ(株)入社  2005年7月 ユニファイド・パートナーズ(株) 融資部門 エグゼクティブディレクター  2010年6月 AMP Capital Investors Japan(株) BUSINESS DEVELOPMENT EXECUTIVE  2013年1月 (株)東京スター銀行 不動産ファイナンス部 ディレクター  2016年8月 (株)イー・ディー・ワークス ファイナンス &amp; アカウンティング ディレクター  2020年4月 当社 財務部門 グループ・マネージング・オフィサー  2021年3月 当社 執行役員 財務部門部門長  2024年3月 当社 取締役 (現任)  2024年3月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員  2026年1月 同社 取締役 専務執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  (株)イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員  (株)エンジェル・トーチ 監査役  (株)ジュピター・ファンディング 代表取締役社長</p>	36,355株
<p>[取締役の候補者とした理由]  ノンリコース及びコーポレート・ローンの融資業務全般及び開発を含む不動産業務に対する双方の高い知見を有しており、当社グループの経営企画、財務における豊富な経験と知見を生かし、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
5	 <p><b>再任</b> むろや たいぞう 室谷 泰蔵 (男性) 1976年7月4日生</p>	<p>2002年4月 (株)NTTファシリティーズ 入社  2005年8月 SBIパートナーズ(株) 入社  2006年3月 SBIホールディングス(株) 入社  2017年1月 (株)イー・ディー・ワークス 入社  2017年10月 同社 事業企画本部 アリスト事業部 部長  2019年4月 同社 投資不動産事業本部 資産運用部 部長  2020年4月 同社 執行役員 投資不動産事業本部副部長  2021年1月 同社 取締役 執行役員 資産運用事業本部 本部長  2024年3月 当社 取締役 (現任)  2025年1月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員  2026年1月 同社 取締役 専務執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  (株)イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員  一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会 理事</p>	30,115株
<p>[取締役の候補者とした理由]  大手金融会社グループで売買・ファンド運用などの不動産事業の豊富な経験を有している他、Web広告事業の経験を有しております。また、(株)イー・ディー・ワークスにおいても不動産小口化事業にて優れた実績をあげております。企業価値向上に向けた成長戦略の立案と資本市場との対話においても深い洞察と実行力を備えており、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
6	 <p><b>新任 社外 独立</b> いしだ なおや 石田 直也 (男性) 1962年7月14日生</p>	<p>1985年4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行 2008年4月 同行 堂島法人営業第二部長 2010年10月 同行 法人企業統括部 部長 2012年4月 同行 東京中央法人営業第二部長 2013年10月 (株)SMBC信託銀行 常務取締役 2016年4月 同行 専務取締役 兼 専務執行役員 2017年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2024年4月 (株)SMBC信託銀行 顧問 2025年7月 当社 顧問 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	一株
<p>[社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要] 大手金融会社において、長年にわたる不動産金融領域の実務経験と幅広い知見を有しております。当社においても経営戦略・事業戦略に対する助言・提言を通じて、当社グループの企業価値向上に資するものと期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2 石田氏は、社外取締役候補者であります。  
3 石田氏は、当社との間で顧問契約を締結しておりますが、顧問料は僅少であります。また、同氏は業務執行には関与していない為、独立性を有するものと判断しております。なお、同氏が本総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、顧問契約は終了する予定です。  
4 当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、また、本総会において石田氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、同氏も同契約の被保険者に含まれることとなります。契約の内容の概要は以下のとおりです。当社は、当該役員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。  
・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。  
・ 保険料は全額当社が負担しております。  
5 当社は、本総会において石田氏が社外取締役に選任された場合、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度とします。  
6 石田氏については、本総会において同氏が取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、石田氏を独立役員として届け出る予定です。  
7 各候補者の有する当社の株式数は、2026年1月1日現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 <p><b>再任 社外 独立</b>  <small>たなあみ ひさし</small>  <b>田名網 尚</b>                      1954年9月11日生</p>	1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険(株)）入社 2001年2月 松井証券(株) 入社 2002年6月 同社 取締役 2004年2月 同社 常務取締役 2005年6月 マネックス・ビーンズ証券(株)（現 マネックス証券(株)） 監査役 2005年6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)（現 マネックスグループ(株)） 常勤監査役 2007年6月 マネックス証券(株) 取締役 2007年6月 マネックスグループ(株) 取締役 2008年4月 法政大学 兼任講師 2011年2月 マネックス証券(株) 代表取締役副社長 2013年6月 マネックスグループ(株) 執行役 2017年4月 マネックス証券(株) 取締役副会長 2019年12月 カタリスト投資顧問(株) 監査役（現任） 2020年1月 トビラシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任） 2023年6月 マネックス・アセットマネジメント(株) 監査役（現任）  (重要な兼職の状況) カタリスト投資顧問(株) 監査役 トビラシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事 マネックス・アセットマネジメント(株) 監査役	一株
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕                      企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督による、取締役会の監督機能の強化への貢献に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 <p><b>再任 社外独立</b> あわい さちこ 栗井 佐知子 1957年5月21日生</p>	<p>1984年 7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所 1991年 1月 エスティ・ローダー(株) (現 ELCジャパン(株)) 入社 1997年 3月 日本ロレアル(株) 入社 2004年11月 ゲラン(株) (LVJグループ) 入社 2012年 5月 (株)fitfit 入社 2013年 5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長 2019年 1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager 2019年 1月 (株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 2019年 6月 (株)エー・ディー・ワークス 社外取締役 (監査等委員) 2020年 4月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 6月 インフォコム(株) 社外取締役 2022年 3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 6月 H.U.グループホールディングス(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) H.U.グループホールディングス(株) 社外取締役</p>	-株
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や、長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督による、取締役会の監督機能の強化への貢献に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 <p><b>再任 社外 独立</b>  <small>そめかわ ひろゆき</small>  <b>染川 博行</b>  1958年7月29日生</p>	1981年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 不動産部不動産総務課 課長代理 1995年4月 同社 業務部業務推進室 審議役 1996年4月 同社 秘書部 秘書室長 2009年4月 同社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長 2012年4月 同社 内部監査局 内部監査局長 2015年7月 同社 常勤監査役 2022年1月 (株)エー・ディー・ワークス 監査役 (現任) 2024年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 監査役	<p>一株</p>
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕  大手生命保険会社での内部監査部門及び常勤監査役の経験を有しており、当社グループに対して金融業界からの目線での助言、経営への適切な監視・監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	 <p><b>新任 社外 独立</b> うえの さわこ 上野 佐和子 1964年8月12日生</p>	<p>1988年4月 (株)第一勧業銀行(現 (株)みずほ銀行) 入行 1996年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年10月 同所 パートナー 2017年9月 有限責任監査法人トーマツ 入所 パートナー 2020年9月 同所 ディレクター 2021年1月 金融庁 証券取引等監視委員会事務局証券取引特別調査官 2023年4月 上野佐和子公認会計士事務所 開設 所長 2023年6月 森永製菓(株) 社外監査役(現任) 2023年6月 空港施設(株) 社外監査役(現任) 2024年3月 スミダコーポレーション(株) 社外取締役(監査委員)(現任) 2025年11月 ジャパン・インテグリティ株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 森永製菓(株) 社外監査役 空港施設(株) 社外監査役 スミダコーポレーション(株) 社外取締役(監査委員)</p>	-株
<p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 公認会計士としての専門的な知見と、大手監査法人のパートナー及びディレクターの役職や金融庁の証券取引特別調査官、大手企業の監査役としての豊富な経験を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督による、取締役会の監督機能の強化への貢献に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者は、全て社外取締役候補者であります。
- 3 上野氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に在籍した経験がありますが、すでに退所しており、独立性に問題はないものと判断しております。
- 4 当社は、田名綱氏、粟井氏及び染川氏を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、また、本総会において上野氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏も同契約の被保険者に含まれることとなります（契約の内容の概要は以下のとおりです）。また、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
- ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
  - ・ 保険料は全額当社が負担しております。
- 5 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、田名綱氏、粟井氏及び染川氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。本総会において上記各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、上野氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定です。
- 6 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、田名綱氏、粟井氏及び染川氏を独立役員として届け出ており、本総会において各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、上野氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定です。
- 7 田名綱氏及び粟井氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。染川氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、粟井氏は、過去に当社子会社である㈱イー・ディー・ワークスの社外取締役（監査等委員）であったことがあり、染川氏は、現在、同社の監査役を務めております。
- 8 各候補者の有する当社の株式数は、2026年1月1日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

### ADワークスグループ取締役スキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の当社の取締役が保有するスキル等は以下のとおりとなります。

取締役に期待する スキル・経験・知識	田中 秀夫	鈴木 俊也	後藤 英夫	山下 晴康	室谷 泰蔵	石田 直也	田名網 尚	粟井 佐知子	染川 博行	上野 佐和子
	社内	社内	社内	社内	社内	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外
① 企 業 経 営	●	●	●			●	●	●		
② 財 務 ・ 会 計			●	●			●			●
③ 法務・リスクマネジメント	●		●				●	●	●	●
④ グ ロ ー バ ル	●	●						●		●
⑤ I T ・ D X				●	●		●			
⑥ 人 材 開 発 ・ 戦 略		●	●			●	●	●	●	
⑦ サステナビリティ・ESG	●				●		●	●		
⑧ 不 動 産 事 業	●	●	●	●	●	●			●	
⑨ 金 融 事 業			●		●	●	●		●	●

各スキルの概要は以下のとおりです。

① 企業経営	上場会社あるいはその中核子会社において、経営陣幹部（代表取締役・役付取締役、その他類する職責）として企業経営を行った経験がある
② 財務・会計	会計や金融、税務等に関する知識を有し、財務的な側面から企業経営を支えるスキルを備えている
③ 法務・リスクマネジメント	法務、コンプライアンス等に関する知識を有し、経営活動・事業推進に係るリスクを管理するスキルを備えている
④ グローバル	マクロな経済観やグローバルビジネスに関する知見を持ち、ビジネスをけん引するスキルを備えている
⑤ IT・DX	IT・DXの利活用やDXを通じて、全社的な業務プロセスの改善や事業モデルの変革を推進するスキルを備えている
⑥ 人材開発・戦略	全社的な人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を図るスキルを備えている
⑦ サステナビリティ・ESG	環境課題や社会要請に関する知識を有し、事業を通じた社会課題解決と企業の持続的成長のためのサステナビリティ経営の視点を備えている
⑧ 不動産事業	不動産に関する豊富な知識と経験を有し、時代の変化に合わせて柔軟に不動産事業を展開するスキルを備えている
⑨ 金融事業	金融に関する豊富な知識と経験を有し、当社ビジネスポートフォリオの拡充に向けて金融事業を企画推進するスキルを備えている

当社は、取締役個々人の能力や経験等を本マトリックスに準じて評価し、取締役会全体としてこれらの機能すべてが充足される体制を追求しております。

取締役会の多様性や監督機能を充実させるために、社外取締役には社内業務執行取締役のスキルや経験値等を補完し、また社外取締役それぞれの知識や経験が偏ることがないように、当社取締役会の機能全体が均整のとれた体制となるように、新たな取締役候補者を選定する際の、重要な検討材料として活用しております。

## 第4号議案 当社大規模買付ルールの変更の件

当社の大規模買付ルールは、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして、2023年3月28日に開催した当社の定時株主総会で更新のご承認をいただき、現在に至っております。

本定時株主総会において、当該大規模買付ルールを更新することの承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 継続更新の必要性

大規模買付者（詳細な定義は、「3. 大規模買付ルールの内容」〔(1) 大規模買付ルールの対象〕のとおりです。以下同様です。）による当社に対する株式の買集め及び、当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限りません。

当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを、株主の皆様のご自身の責任において適切にご判断いただくべく、大規模買付者から、必要かつ十分な情報が提供されること、株主の皆様が相当期間熟慮する時間を有することが重要であります。

そこで、当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールを更新することが必要であると判断いたしました。

#### 2. 継続更新に伴う変更内容の概要

基本的な内容は既に導入している大規模買付ルールと同一であります。

#### 3. 大規模買付ルールの内容

##### (1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

をいいます。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは

除外いたします。

「大規模買付者」とは、上記のとおり、このような大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

## (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、以下項目に限られるものではありません。）。

- ①大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資、重要な関係会社、共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（資本構成の詳細、事業内容、過去3年の財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者及びそのグループが保有する当社が発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）の保有状況、過去60日間において大規模買付者及びそのグループが行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行の可能性を問いません）、合意の予定がある場合にはその予定している合意の種類、契約の相手方及び対象となっている当社株式の数量等の具体的な内容
- ③過去10年以内の投融資の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- ④大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- ⑤大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為等による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の額及び種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性ならびに大規模買付行為等の実行の可能性等を含みます。）
- ⑥大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑦当社株式の買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情

報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

- ⑧当社株式の買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑨当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑩大規模買付行為等の完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪当社の株主（大規模買付者及びそのグループを除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に関し、大規模買付行為等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑫大規模買付者及びそのグループと当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬大規模買付者及びそのグループと反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容に関する情報
- ⑭大規模買付者及びそのグループが過去5年間にを行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的名称・事業内容、当該企業株主、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的内容等の情報を含みます。）
- ⑮大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要、大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑯その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要であると判断する情報

本情報の具体的内容は大規模買付行為等の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、

- i 大規模買付者及びそのグループの名称、住所又は本店所在地
- ii 過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iii 大規模買付者及びそのグループの代表者及び役員の氏名、過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iv 大規模買付者及びそのグループの事業目的及び事業の内容
- v 大規模買付者及びそのグループの大株主及び大口出資先（出資割合上位10位。実質株主の概要。）
- vi 国内連絡先
- vii 外国法人の場合は設立準拠法
- viii 主要な出資先の名称、本店所在地、事業内容及びその主要な出資先に対する持株割合又は出資割合
- ix 提案する大規模買付行為等の概要

を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。

当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、大規模買付者から当社に対して当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に

対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為等の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

なお、意向表明書及び本情報その他大規模買付者が当社又は当社代表取締役等に提出する資料又は請求における使用言語は日本語に限ります。

### (3) 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90営業日（ただし、当社取締役会は、特別委員会からの勧告を受けた場合であって、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。

当社が、取締役会評価期間を90営業日と定めている理由は、次のとおりです。なお、経済産業省「企業買収における行動指針」が示す「株主意思の尊重」「透明性」の原則、コーポレートガバナンス・コード（原則1-5）が要請する必要性・合理性・適正手続・説明責任の趣旨に整合するとともに、東証の事前相談ガイダンスが留意点とする「過度な長期の回避」や「手続内容の明確化」にも適合しているものと考えております。

当社は、不動産の取得・再生・売却のみならず、不動産小口化事業やオフィス区分事業など長期にわたる投資家の資産運用や、上場会社の資本政策等を長期にわたってコンサルティングを行うファイナンス・アレンジメント事業等を営んでおります。そのため、大規模買付提案の評価にあたっては、事業毎・案件毎に事業の継続可能性の検証を行いながら、ステークホルダーの同意取得を丁寧に進めることが不可欠であり、それを実行しなければ、取締役会として株主に説明可能な水準の根拠を備えることができないものと認識しています。加えて、不動産小口化事業やオフィス区分事業では2,500名超の投資家に対する受託者責任を負っており、商品ごとに運用継続性・期中運用・出口戦略への影響を評価する必要があります。さらに、大規模買付提案の中に短期回収・レバレッジ志向が含まれる場合、リスク検証を行うとともに、当初の商品設計や投資家期待と齟齬がないかを検証する必要があります。さらに、当社グループは国内外に事業展開しており、大規模買付の影響評価にあたっては物件・案件・拠点ごとにテナント、PM/AM事業者、レンダー、受託者等の多層の関係者と連携し、拠点横断の検証・合意形成を行う必要があり、地理的・実務的制約から一定の期間を要します。

そして、2025年12月末日時点の当社株主名簿において、当社の株主構成は議決権ベースで約70%（約17,000人）を個人投資家が占めております。取締役会には、そうした多数の株主が平等かつ十分に理解できるよう、買付提案に対する代替案の立案・比較衡量を含む見解形成と丁寧な情報開示を両立させる責務があり、上記の当社実態も踏まえ、取締役会における検討には相当程度の期間を要するものと考えております。併せて、取締役会が情報開示をした後にも、株主が平等かつ十分な情報検討期間を一定程度確保することが、株主の皆様の適切な判断に不可欠だと考えております。こうした状況の中、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を、株主、取引先、顧客等の利害関係者との関係、事業に関連する諸法令の規制、従業員の雇用などを勘案して、慎重に進めていく必要があり、大規模買付行為等が企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるため、取締役会評価期間を90営業日と

定めております。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の対抗措置発動の要件については、後記4.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否かを判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して取締役会決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

#### (5) 大規模買付行為等の開始可能時期

大規模買付行為等は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後のみ開始することができるものとし、それまでの間は、大規模買付行為等をすることはできません。

#### (6) 企業価値を低下させる大規模買付行為等に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

### 4. 大規模買付行為への対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかか

ならず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた、主たる条件が下記の内容の新株予約権の発行又は当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択するものとし、当社取締役会は、その決定にあたって、特別委員会に諮問して得た勧告（後記5.）を最大限尊重いたします。

## 記

- i 本件新株予約権の数  
当社取締役会が定める数とします。
- ii 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本件新株予約権1個の割合で、本件新株予約権を無償で割り当てます。
- iii 本件新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- iv 本件新株予約権の目的である株式の数  
本件新株予約権1個当たりの目的である当社株式（将来、当社が種類株式発行会社となった場合においても、①本件新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本件新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が株主総会開始時において現に発行されている株式（普通株式）と同一の種類を指します。「社債、株式等の振替に関する法律」の規定がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。
- v 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本件新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本件新株予約権の行使に際して出資される財産の当社1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本件新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- vi 本件新株予約権の行使期間  
本件新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から6か月間までの範囲で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- vii 本件新株予約権の行使条件  
次の（ア）から（カ）までに定める者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、当社取締役会が同意した場合には、非適格者から除外いたします。  
（ア）特定大量保有者（注6）

- (イ) (ア) の共同保有者
- (ウ) 特定大量買付者 (注7)
- (エ) (ウ) の特別関係者
- (オ) 上記 (ア) から (エ) までに定める者から本件新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- (カ) 上記 (ア) から (オ) までに該当する者の関連者 (注8)

また、外国の適用法令上、本件新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者(以下「非居住者」といいます。)も、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本件新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記ix (イ) のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

viii 本件新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ix 本件新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、本件新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、当社の取締役会が別途定める日の到来日をもって、いつでも全ての本件新株予約権を無償で取得することができます。

(イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本件新株予約権1個につき(別途調整がない限り)当社普通株式1株を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がされた日以降に、本件新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日から後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本件新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本件新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、以後も同様とします。

(ウ) 当社は、本件新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、取得に係る本件新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないものとされているもの(注9)を対価として交付することができます(なお、非適格者が有する本件新株予約権自体の取得の対価として金銭を交付することは予定しておりません)。また、当該交付される新株予約権については、一定の取得条項が規定されることがあり、その他の詳細については、本件新株予約権無償割当て決議において定めるものといたします。

(エ) その他当社が本件新株予約権を取得することができる場合及びその条件については、本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

x 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

xi 新株予約権証券の発行

本件新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

xii その他

その他の本件新株予約権の内容は、別途本件新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとし、

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為等に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させる、例えば、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為等を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等
- ⑦ いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等
- ⑧ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ⑨ 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

と判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとし、

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく

低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様の意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為等に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為等の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを遵守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、且つ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

## 5. 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するための株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記3. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、特別委員会の概要は別紙2のとおり、現在の特別委員会の委員の略歴は別紙3のとおりです。

## 6. 株主・投資者に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の停止時等に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることとなります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

## 7. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの更新は2026年3月25日の第6期定時株主総会でご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は3年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、当社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな

対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて当社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

## 8. 大規模買付ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」が定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）、及び有価証券上場規程の趣旨を踏まえています。

### (2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、前記1.「継続更新の必要性」に記載したとおり、当社の株式に対し大規模買付行為等が行われる場合に、その大規模買付行為等に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

現行ルールは、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークス臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、当社における大規模買付ルールの導入を、有効期間3年として承認され、2023年3月28日に開催した当社の定時株主総会で更新を承認されたものであります。

そして、その有効期間は3年とし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、大規模買付ルールの有効期間の途中であっても、当社株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールを廃止することができます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会が当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。また、特別委員会の判断の概要を株主の皆様へ情報開示します。したがって、大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

大規模買付ルールは、合理的かつ客観的な要件、すなわち、その大規模買付行為等が大規模買付ルールを遵守しない場合の他、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合

として、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合、⑦いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等と判断される場合、⑧大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑨大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合、に当たらなければ発動されないように設定されています。したがって、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

大規模買付ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期については1年としており、かつ、解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

---

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合に

おいては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行います。

注5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で合理的に判断いたします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることができます。

注6 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものといたします。

注7 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行ったもので、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合として合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものといたします。

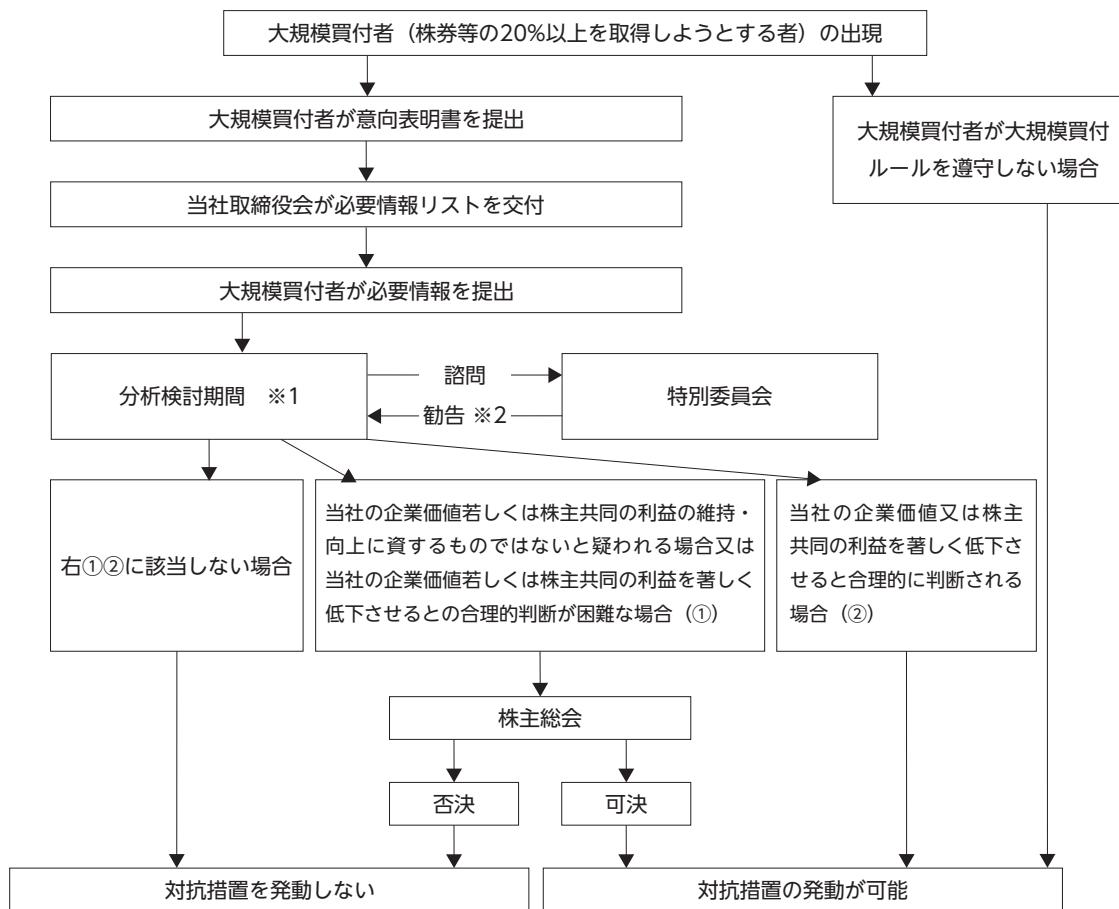
注8 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

注9 ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、(i)買付者等が本件新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止若しくは撤回又は爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委

託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(ii)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものいたします。）として当社取締役会が認めた場合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

別紙1 大規模買付ルールについてのフローチャート

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、前記大規模買付ルールの内容等の本文をご参照ください。



※1 分析検討期間は原則として、90営業日以内としますが、当社取締役会は特別委員会の勧告を受け、必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難な場合において最終的に株主意を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

## 別紙2 特別委員会規則の概要

### 1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

### 2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。

### 3. 特別委員会の権限

(1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

(2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、大規模買付者が当社大規模買付ルールに違反したほか、以下の事項の該当性につき検討・分析していずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為等を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、

買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合

- ⑦ いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等と判断される場合、
  - ⑧ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
  - ⑨ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合
- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為等の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

### 別紙3 特別委員会の委員の略歴

#### (1)当社社外取締役（監査等委員）

田名網 尚氏 1954年9月11日生

1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険(株)）入社

2001年2月 松井証券(株) 入社

2002年6月 同社 取締役

2004年2月 同社 常務取締役

2005年6月 マネックス・ビーンズ証券(株)（現 マネックス証券(株)）監査役  
マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)（現 マネックスグループ  
（株））常勤監査役

2007年6月 マネックス証券(株) 取締役  
マネックスグループ(株) 取締役

2008年4月 法政大学 兼任講師

2011年2月 マネックス証券(株) 代表取締役副社長

2013年6月 マネックスグループ(株) 執行役

2017年4月 マネックス証券(株) 取締役副会長

2019年12月 カタリスト投資顧問(株) 監査役（現任）

2020年1月 トピラスシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2021年6月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任）

2023年6月 マネックス・アセットマネジメント(株) 監査役（現任）

#### (2)当社社外取締役（監査等委員）

粟井 佐知子氏 1957年5月21日生

1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所

1991年1月 エスティ・ローダー(株)（現 ELCジャパン(株)）入社

1997年3月 日本ロレアル(株) 入社

2004年11月 ゲラン(株)（LVJグループ）入社

2012年5月 (株)fitfit 入社

2013年5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長

2019年1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager  
(株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問

2019年6月 (株)イー・ディー・ワークス 社外取締役（監査等委員）

2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2020年6月 インフォコム(株) 社外取締役

2022年3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2023年6月 H.U.グループホールディングス(株) 社外取締役 (現任)

(3)当社社外取締役 (監査等委員)

染川 博行氏 1958年7月29日生  
1981年4月 朝日生命保険相互会社 入社  
1992年4月 同社 不動産部不動産総務課 課長代理  
1995年4月 同社 業務部業務推進室 審議役  
1996年4月 同社 秘書部 秘書室長  
2009年4月 同社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長  
2012年4月 同社 内部監査局 内部監査局長  
2015年7月 同社 常勤監査役  
2022年1月 (株)エー・ディー・ワークス 監査役 (現任)  
2024年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

以上

# 事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善のもとで、緩やかな景気回復が継続しました。一方で、金融資本市場の変動、物価上昇、急激な為替変動など、景気を下押しするリスクが依然として存在しております。

国内の収益不動産売買市場においては、国内の長期金利の指標となる新発10年物国債利回りが2.0%台へと上昇し、借入金の支払利息増加や不動産価格の下落圧力などが引き続き懸念されているものの、不動産投資への旺盛な需要を背景に、売買市況は依然として活況を呈しています。

一棟収益不動産においては、住宅・オフィスの両セクターにおいて、都心部の賃料は、賃上げや物価高に伴って高水準で推移しています。加えて、建築費の上昇から新築物件の価格高騰や供給抑制がみられております。

不動産小口化商品においては市場規模が年々拡大しております。国土交通省の調査※によると、任意組合型商品への新規出資額は、2014年の65億円から2024年には718億円と約11倍に達しています。(※国土交通省「不動産特定共同事業の利活用促進ハンドブック (令和7年7月)」)

当社グループの拠点がある米国ロサンゼルスにおいては、政策金利が引き続き高水準で維持されており、資金調達環境の悪化によって収益不動産の売買需要を押し下げている状況にあります。

このような事業環境の中、当社グループは「富の循環を創出し、誰もが心に火を灯せる社会をつくる」をビジョンに掲げ、定量目標である「2034年に『税前利益200億円』『BtoCシェア40%』」の達成に向けた、さまざまな施策を検討・実践しております。そして、2025年2月13日には「企業価値向上に向けた成長戦略」を公表し、2027年までにROEを13～14%以上に改善させ、成長を加速させると共に、株主資本コストを低減させるためのあらゆる施策を講じることで、株主の皆様の期待に応えることを目指してまいりました。

その実現に向け、当連結会計年度においては、不動産小口化商品の販売加速、一棟収益不動産の仕入・商品化・販売の強化推進、及びノンアセット事業を含む新規事業の立上げ等に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は67,531百万円（通期計画達成率111.6%）、営業利益は4,987百万円（同99.8%）、税前利益は5,190百万円（同105.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,315百万円（同115.5%）となりました。また、ROEは16.9%となり、成長戦略に掲げたROE目標を2年前倒しで達成いたしました。

当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2025年12月期 (通期計画)		2024年12月期 (実績)		2025年12月期 (実績)			
	金額	売上比	金額	売上比	金額	売上比	前年比	通期計画 達成率
売上高	60,500	100.0%	49,910	100.0%	67,531	100.0%	135.3%	111.6%
(不動産販売)	—	—	(44,305)	(88.8%)	(62,436)	(92.5%)	(140.9%)	—
(ストック)	—	—	(6,158)	(12.3%)	(5,598)	(8.3%)	(90.9%)	—
(内部取引)	—	—	(△553)	(△1.1%)	(△503)	(△0.7%)	—	—
営業利益	5,000	8.3%	3,216	6.4%	4,987	7.4%	155.1%	99.8%
税前利益	4,900	8.1%	2,547	5.1%	5,190	7.7%	203.7%	105.9%
純利益	2,870	4.7%	1,610	3.2%	3,315	4.9%	205.9%	115.5%

(注) (不動産販売)は「収益不動産販売事業」、(ストック)は「ストック型フィービジネス」、「税前利益」は「税金等調整前当期純利益」、「純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

#### (収益不動産販売事業)

売上高62,436百万円、営業利益6,361百万円となりました。

国内の一棟収益不動産販売事業において、当連結会計年度の売上高が35,744百万円となり、前年同期比118%と拡大いたしました。収益不動産に対する物件価値向上施策が奏功し、売上総利益については、前年同期比142%の5,774百万円と、売上成長を大きく上回って拡大しました。さらなる成長に向けて新たにホテルの取得・商品化を実行しており、アセットタイプの多様化に向けた施策を進めてまいります。

不動産小口化商品販売事業においては、当連結会計年度の売上高が22,931百万円（前年同期比180%）、売上総利益が4,861百万円（前年同期比172%）と国内一棟再販事業と同様に大きく成長しました。既存の収益不動産事業の強みを活かした良質な商品供給が、投資家だけでなく販売提携パートナーからの高い評価を得ております。また、こうした評判が、金融機関・税理士等との提携による販売ネットワークをよりいっそう拡充する好循環に繋がりました。

仕入高は56,213百万円となりました。20人以上の仕入専門組織による戦略的な仕入活動に加えて、関西・福岡へのエリア拡大に取り組んだ結果、前期を上回る優良物件の仕入を行うことができました。今後の利益の源泉となる収益不動産残高（販売または賃料収入を目的として保有する不動産の合計残高）は54,586百万円となり、前連結会計年度末より9,124百万円増加しました。

当連結会計年度の国内外の仕入・販売状況は、以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	仕入れ		販売売上	
	2024年12月期	2025年12月期	2024年12月期	2025年12月期
国内	33,142	56,213	43,086	59,302
海外	719	-	1,193	3,133
計	33,862	56,213	44,279	62,436

(ストック型フィービジネス)

売上高5,598百万円、営業利益1,205百万円となりました。

ストック型フィービジネスは、当社グループが保有する収益不動産からの賃料収入を収益の柱とする他、株式会社エー・ディー・パートナーズ及びADW Management USA, Inc.の不動産管理収入などがあります。(なお、エー・ディー・パートナーズは、2026年1月13日をもって吸収分割による事業売却が完了しております。)

ストック型フィービジネスは当社グループの業績の安定性を担保するという重要な位置づけであります。販売目線での商品価値の向上は、同時に当社グループ保有時の賃料収入の確保につながると認識しております。

当連結会計年度のストック型フィー収入の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期	前年同期比
賃料収入	1,783	1,723	96.7%
賃料収入以外 (不動産管理・工事等)	4,375	3,875	88.6%
計	6,158	5,598	90.9%

- (注) 1. 各セグメントの営業利益は、全社費用等のセグメントに配賦しない費用及びセグメント間の内部取引による営業費用控除前の数値であり、その合計は連結営業利益と一致しません。
2. 「ストック型フィービジネス」のうち、自社保有の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入、管理物件等の修繕工事フィーを「フロー型」と位置付けております。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度においては、温室効果ガス排出量削減に応じて借入金利が優遇されるサステナビリティ・リンク・ローンや銀行保証付私募債等、資金調達方法を多様化したことにより、54,897百万円を調達いたしました。

### ② 設備投資

当連結会計年度の設備投資においては、収益不動産管理のためのシステム導入に伴う支出49,489千円、オフィス拡充に伴う支出51,159千円と会計システムの更新に伴う支出15,450千円の投資等を実施しております。

## (3) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目	期別	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
		自2022年1月1日 至2022年12月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高		27,856,128	41,342,561	49,910,901	67,531,965
経常利益		953,727	1,978,695	2,515,556	4,149,575
親会社株主に帰属する当期純利益		527,193	1,419,835	1,610,551	3,315,372
1株当たり当期純利益(円) (注2)		11.32	29.85	33.50	68.46
純資産		15,857,835	17,166,725	18,761,135	20,576,812
総資産		53,359,316	58,854,908	59,809,884	72,062,809

(注) 1. 第6期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 企業価値向上に向けた成長戦略の推進

当社グループは、2025年2月13日付で「企業価値向上に向けた成長戦略」を公表し、2027年までにROEを13～14%以上へ改善することを目標として掲げてまいりました。これに対し、当連結会計年度においてROEは16.9%となり、当該目標を前倒しで達成いたしました。今後もこの成果を通過点と捉え、事業ポートフォリオの最適化と資本効率の改善を継続的に推進することで、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

一方で、2025年12月19日に公表された令和8年度税制改正大綱において、不動産小口化商品の相続税法上の評価方法の見直しが示されました。当該改正の詳細や市場への影響については引き続き精査が必要ですが、2026年12月期の不動産小口化事業の年間販売額は、2025年12月期と比較して減少する見込みです。

なお、当社グループは同事業を主力事業として位置付けており、中長期的には回復・成長軌道を維持する方針です。

加えて、当社グループは、こうした環境変化に対応するため、不動産小口化事業を引き続き主力事業として推進しつつ、オフィス区分事業の本格展開を前倒しで推進し、2026年以降の成長を加速させます。オフィス区分事業については、営業人員の戦略的なシフト等により、2026年売上目標100億円、2028年売上目標300億円を掲げております。

また、2026年1月に実行した連結子会社における外部オーナー向けプロパティ・マネジメント事業の売却に伴い、同事業に従事していた人員を一棟再販事業の商品価値向上業務へ戦略的にシフトすることで、一棟再販事業の力強い成長を引き続き確保し、当社グループの収益基盤を下支えしてまいります。2026年における各主要事業の方針は以下のとおりです。

##### a. 一棟再販事業の力強い成長

長年培ってきた一気通貫型の再生販売モデルを基盤に、資本回転率・利益率の向上やエリアの拡大、アセットの多様化を推進することで、さらなる成長を目指します。外部オーナー向けプロパティ・マネジメント事業の売却に伴い、同事業に従事していたプロパティマネジメントスキルを有する人員を戦略的にシフトし、競争優位性と実行力を強化するほか、大阪・福岡における事業拡大やホテル等の新アセットの取扱開始によって、収益獲得機会の拡大を進めます。

##### b. 不動産小口化事業の方針見直し

2026年を調整局面と位置付け、年間販売額を保守的に50億円と計画しております。一方で、足元では顧客の投資検討再開や金融機関による顧客紹介の再開といった動きも現れていることから、純投資目線等に基づく投資需要は安定的に維持される見込みです。引き続き本事業を主力事業として位置づけ、2027年以降の再成長を目指してまいります。

### c. オフィス区分事業の成長加速

外部環境変化を踏まえ、2025年に開始したオフィス区分事業の成長加速を企図します。2025年後半に販売ノウハウが蓄積されたことに加えて、一時的に縮小する不動産小口化事業から、金融商品販売ノウハウを有する営業人員を戦略的にシフトすることによって、成長ボトルネックの解消を企図しております。当社グループの強みである優良な商品創出力と、全国の金融機関ネットワーク等の販売チャネルを活用し、成長市場におけるシェア獲得を目指します。

2026年12月期の連結業績計画については、上記見通し及び事業方針を勘案した上で、売上高77,000百万円、営業利益4,300百万円、税前利益は4,500百万円といたしました。

今後、2026年上期の販売動向や税制改正通達の内容を踏まえ、2026年夏頃を目途に不動産小口化事業・オフィス区分事業の中期計画を投資家の皆様にお知らせいたします。

当社グループは、各事業の特性と成長ステージを踏まえた経営資源配分を行い、全社として短期的な業績変動を伴いながらも中長期的な成長軌道を維持・強化することで、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

<第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）>

（百万円）

連結	第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）			
	FY2024 (2024年12月期)	FY2025 (2025年12月期)	FY2026 (2026年12月期)	
	実績	実績	当初計画	計画 (2/12公表)
売上高	49,910	67,531	58,000	77,000
営業利益	3,216	4,987	3,700	4,300
税前利益 (税金等調整前 当期純利益)	2,547	5,190	3,000	4,500
収益不動産残高	45,461	54,586	50,000	65,000
株主資本	17,511	20,366	20,000	22,470
ROE	9.5%	17.5%	10.4%	14.5%
ROIC	4.4%	7.0%	4.8%	6.4%
人材生産性 "PH総利益"	36百万円/人	48百万円/人	35百万円/人	44百万円/人
財務健全性 "自己資本比率"	31.3%	28.5%	30%程度	30%程度
株主価値 "EPS"	33.50円	68.46円	41.76円	64.01円

- (注) 1.収益不動産残高：販売または賃料収入を目的として保有する不動産等の合計残高  
 2.ROE：親会社株主に帰属する当期純利益÷平均株主資本（「自己資本当期純利益率」とは数値が異なる可能性があります）  
 3.ROIC：（親会社株主に帰属する当期純利益＋支払利息＋借入手数料）÷（平均株主資本残高＋平均有利子負債残高）  
 4.PH総利益：売上総利益 ÷ 平均従業員数（Per Head 売上総利益）  
 5.EPS：親会社株主に帰属する当期純利益÷期中平均株式数（Earnings Per Share）

なお、<第2次中期経営計画>における（計画）は経営として目指すターゲットであり、いわゆる「業績の予想」または「業績の見通し」とは異なるものであります。

## ② 2027年以降の中長期的な成長に向けた戦略投資

当社グループは、2027年以降においても持続的な企業価値向上を実現し、2034年に向けたビジョン（定性目標「富の循環を創出し、誰もが心に火を灯せる社会をつくる」及び定量目標「2034年に『税前利益200億円』『BtoCシェア40%』」）の達成を目指しております。そのためには、事業ポートフォリオの拡張と経営基盤構築のための戦略的投資が不可欠と考えており、以下のとおり対応してまいります。

### a. ノンアセット事業を含めた新規事業の創出

当社グループの強みを活かせる成長市場を見極め、経営資源を重点的に配分いたします。併せて、撤退事業の選別も不断に検証することで、事業ポートフォリオの最適化と拡張を推進してまいります。

また、これまで培ってきた「物件価値向上力」や「金融商品化・運用力」などのコアスキルの強化により、アセット事業をさらに進化させるとともに、ノンアセット事業を含めた新規事業の検証を推進します。資本効率の最大化と強固な収益基盤の構築によって、成長と財務健全性の確保の両立を企図します。目下、不動産クラウドファンディング事業・私募ファンド事業・ホテル運営事業・系統用蓄電所事業等の新規事業の検証・投資を進めており、主として2027年以降のマネタイズを目指しております。

### b. 人的資本投資の継続

当社グループは、成長戦略の実効性を高めるべく、2024年の北極星（パーパス）・ビジョン・バリュー策定以降、人的資本投資に注力してまいりました。2025年には人事制度を改定するとともに、管理職層のマネジメントスキル向上や従業員への経営戦略浸透を目的とした各種研修を実施いたしました。2025年現在において、エンゲージメントサーベイスコアの改善や正社員離職率の低下等、施策効果が顕在化しております。引き続き各種施策の実行により、多様な人財が最大限の能力を発揮するための組織文化を醸成し、企業価値向上に繋げてまいります。

### c. ブランディングの本格化

当社グループにおいて、企業規模やBtoC事業（不動産小口化事業・オフィス区分事業・不動産クラウドファンディング事業）が拡大している中、さらなる企業価値向上に向けて、当社ブランドの確立と浸透が不可欠であると認識しております。創業140周年を契機に、BtoC事業を中心とした顧客や求職者等の多様なステークホルダーに対して、当社グループの企業姿勢や優良な投資商品を訴求し、“ADWブランド”を構築してまいります。同時に、プロダクトマーケティングに注力し、WEBサイト戦略（SEO/AIO対策）を構築することで、各事業に対する顧客流入チャンネルの強化と売り上げ拡大を目指します。

当社グループはこうしたブランディング戦略を、顧客獲得・継続取引及び優秀な人財の採用・定着を始めとした、経営基盤強化に向けた先行投資として位置づけるとともに、各種施策効果の効果検証を通じて投資対効果の最大化を徹底してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、宅地建物取引業、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、一般不動産投資顧問業、金融商品取引業、賃貸住宅管理業を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事業名	事業の内容
収益不動産販売事業	当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富裕層や事業法人、機関投資家を中心とした顧客に販売しております。
ストック型フィービジネス	当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、主に当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）収入、投資家に売却後の商品の運用管理報酬で構成されています。

(注) 収益不動産販売事業は、国内は株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国はADW-No.1 LLCが担っていましたが、保有物件の売却が完了し既に解散しており、2025年12月31日時点で清算手続きを継続中です。

ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・ワークス及び株式会社エー・ディー・パートナーズが担い、米国ではADW Management USA, Inc.が担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別売上	第 5 期		第 6 期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
収益不動産販売事業	44,305	88.8%	62,436	92.5%
ストック型フィービジネス	6,158	12.3%	5,598	8.3%
計	50,464	—	68,035	—
その他	—	—	—	—
消去又は全社	△553	△1.1%	△503	△0.7%
合計	49,910	100.0%	67,531	100.0%

## (6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2025年12月31日現在）

### ① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社ADワークスグループ 株式会社イー・ディー・ワークス 株式会社エンジェル・トーチ 株式会社ジュピター・ファンディング	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社イー・ディー・パートナーズ	東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA, Inc. ADW Hawaii LLC	222 North Pacific Coast Highway, Suite 1770, El Segundo, CA 90245
Avenue Works Normandie LLC Avenue Works Ardmore LLC	7257 Beverly Blvd., suite 212 Los Angeles, CA 90036

(注) 当社グループは「①主要な営業所」に記載している10社及びADW-No.1 LLCの合計11社であります。ADW-No.1 LLCは、2025年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記「① 主要な営業所」に含めておりません。

### ② 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
255名	38.4歳	4.3年

(注) 1. 従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。  
2. 平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。  
3. 平均勤続年数の算出にあたっては、第1期に係る連結会計年度において株式移転により子会社化した事業会社における勤続年数を通算しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年12月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・ワークス	1,000,000千円	100%	収益不動産事業
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社エンジェル・トーチ	140,000千円	100%	コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
株式会社ジュピター・ファンディング	9,000千円	100%	資金調達及びグループ会社への貸付
A.D.Works USA, Inc.	126,938千円	100%	米国子会社管理事業
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW Hawaii LLC	187,493千円	100%	米国収益不動産事業
Avenue Works Normandie LLC	188,795千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Ardmooore LLC	143,763千円	95%	米国収益不動産事業

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している9社及びADW-No.1 LLCの合計10社であります。ADW-No.1 LLCは、2025年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記「②重要な子会社の状況」に含めておりません。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社エー・ディー・ワークス	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	12,438,315千円	20,083,635千円

### (8) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,456,790
才 リ ッ ク ス 株 式 会 社	4,650,000
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	4,077,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	3,000,000
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	2,990,000
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,960,000
株 式 会 社 SBJ 銀 行	2,300,000
城 北 信 用 金 庫	1,982,000
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,911,500
株 式 会 社 SBI 新 生 銀 行	1,808,000

千円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、Avenue Works Georgetown LLCは解散し清算終了したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

株式会社スミカワADDは2025年7月1日に全株式の株式譲渡を行ったため、連結の範囲から除外しております。

ADW-No.1 LLCは既に解散しておりますが、2025年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、連結子会社に含めております。

## 2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 157,150,000株  
(2) 発行済株式の総数 49,806,885株(自己株式613,979株を除く。)  
(3) 株 主 数 24,642名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
田中 秀夫	5,359,200株	10.76%
有限会社リバティーハウス	1,971,600株	3.96%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	900,000株	1.81%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	892,800株	1.79%
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	882,810株	1.77%
立花証券株式会社	769,100株	1.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・76735口）	701,751株	1.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	690,200株	1.39%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	671,944株	1.35%
J P MORGAN CHASE BANK 380802	510,300株	1.02%

(注) 当社は自己株式613,979株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対し、長期業績連動報酬として設定された信託から当社株式150,801株を交付したほか、150,500株を換価しその処分金を給付しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

- ①当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が750,100株増加しております。
- ②当社グループ従業員38名に対して、特定譲渡制限付株式としての自己株式41,800株を処分し、付与いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

2025年9月11日開催の取締役会決議による第6回新株予約権の概要

新株予約権の総数	6,139個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 613,900株
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり48,300円（1株あたり483円）
行使価額	1株あたり483円
行使期間	2027年11月15日～2031年3月31日
割当先	当社従業員 51名 当社国内完全子会社取締役 3名 当社国内完全子会社従業員 178名
行使条件	A. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得条項	A. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 B. 当社は取締役会の決議により、いつでも本新株予約権を無償で取得することができる。
交付状況	新株予約権個数 6,096個 目的となる株式数 609,600株 交付者数 230名

(注) 上記の割当先の内容は、2025年9月30日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は、2025年12月31日時点の内容となります。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

#### ① 2020年9月1日開催の取締役会決議による第3回新株予約権の概要

新株予約権の総数	6,900個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 690,000株
新株予約権の発行価額の総額	2,070,000円 (新株予約権1個あたり300円)
行使価額	1株あたり164円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	115,230,000円 内訳 新株予約権発行分 2,070,000円 新株予約権行使分 113,160,000円
行使期間	2020年9月18日～2030年9月17日
割当先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 6名 当社完全子会社取締役 1名
行使条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期 (日本時間) に至るまでの間に米国の全米証券業協会 (NASD) が開設・運営している電子株式市場「NASDAQ」に上場している全ての銘柄を対象に、時価総額加重平均で算出した指数であるナスダック総合指数の数値が一度でも発行価格決定日の前取引日 (米国東部時間2020年8月28日) のナスダック総合指数の終値に70%を乗じた価格 (以下、「判定水準」という。) を下回った場合、原則として、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 但し、割当日以降、ナスダック総合指数の終値が判定水準を始めて下回った日 (米国時間) の翌取引日 (日本時間) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額 (1円未満の端数は切り上げる。) に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
保有状況	新株予約権個数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名

(注) 上記の割当先の内容は、2020年9月17日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は、2025年12月31日時点の内容となります。

② 2021年8月12日開催の取締役会決議による第4回新株予約権の概要

新株予約権の総数	11,099個（新株予約権1個につき100株）						
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,109,900株						
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり15,600円（1株あたり156円）						
行使価額	1株あたり156円						
行使期間	2024年2月14日～2027年2月13日						
割当先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">当社従業員</td> <td style="text-align: right;">37名</td> </tr> <tr> <td>当社国内完全子会社取締役</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>当社国内完全子会社従業員</td> <td style="text-align: right;">126名</td> </tr> </table>	当社従業員	37名	当社国内完全子会社取締役	2名	当社国内完全子会社従業員	126名
当社従業員	37名						
当社国内完全子会社取締役	2名						
当社国内完全子会社従業員	126名						
行使条件	<p>A. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>D. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>						
取得条項	<p>A. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>B. 当社は取締役会の決議により、いつでも本新株予約権を無償で取得することができる。</p>						
保有状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">新株予約権個数</td> <td style="text-align: right;">5,072個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td style="text-align: right;">507,200株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td style="text-align: right;">73名</td> </tr> </table>	新株予約権個数	5,072個	目的となる株式数	507,200株	保有者数	73名
新株予約権個数	5,072個						
目的となる株式数	507,200株						
保有者数	73名						

(注) 上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は、2025年12月31日時点の内容となります。

③ 2021年8月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権の概要

新株予約権の総数	10,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
新株予約権の発行価額の総額	1,000,000円（新株予約権1個あたり100円）
行使価額	1株あたり156円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	157,000,000円 内訳 新株予約権発行分 1,000,000円 新株予約権行使分 156,000,000円
行使期間	2021年8月31日～2031年8月30日
割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名 当社従業員 11名 当社国内完全子会社取締役 4名 当社国内完全子会社従業員 26名
行使条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2021年8月10日）のS&P500種指数の終値に70%を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
保有状況	新株予約権個数 6,959個 目的となる株式数 695,900株 保有者数 25名

（注）上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は2025年12月31日時点の内容となります。

④ 2025年9月11日開催の取締役会決議による第7回新株予約権の概要

新株予約権の総数	5,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 500,000株
新株予約権の発行価額の総額	500,000円（新株予約権1個あたり100円）
行使価額	1株あたり483円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	242,000,000円 内訳 新株予約権発行分 500,000円 新株予約権行使分 241,500,000円
行使期間	2025年9月30日～2035年9月29日
割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名 当社従業員 19名 当社国内完全子会社取締役 1名 当社国内完全子会社従業員 60名
行使条件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2025年9月9日）のS&P500種指数の終値に70%を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取得事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
保有状況	新株予約権個数 5,000個 目的となる株式数 500,000株 保有者数 83名

（注）上記の割当先の内容は、2025年9月11日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は2025年12月31日時点の内容となります。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田 中 秀 夫	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役会長 一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会 代表理事（会長）
専 務 取 締 役	鈴 木 俊 也	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長
専 務 取 締 役	金 子 幸 司	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman JMRアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役 CFO	後 藤 英 夫	株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役会長 立川ブラインド工業株式会社 社外取締役
取 締 役	山 下 晴 康	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 株式会社エンジェル・トーチ 監査役 株式会社ジュピター・ファンディング 代表取締役社長
取 締 役	室 谷 泰 蔵	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会 理事
取 締 役	関 山 護	一般財団法人フィリピン協会 会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 トビラシステムズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事 マネックス・アセットマネジメント株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	栗 井 佐 知 子	ビーピー・カストロール株式会社 社外取締役（監査等委員） H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	染 川 博 行	株式会社イー・ディー・ワークス 監査役

- (注) 1. 取締役関山護氏及び取締役（監査等委員）田名網尚氏、栗井佐知子氏、染川博行氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役関山護氏及び取締役（監査等委員）田名網尚氏、栗井佐知子氏、染川博行氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田名網尚氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに子会社監査役及び内部監査部門等との連携を通じて、監査・監督機能を強化するため、染川博行氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 株式会社イー・ディー・ワークス、株式会社イー・ディー・パートナーズ、A.D.Works USA,Inc.及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であり、JMRアセットマネジメント株式会社は当社の非連結子会社であります。

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鈴木 俊也	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長	株式会社イー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman	2026年1月1日
金子 幸司	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman JMRアセットマネジメント株式 会社 代表取締役社長	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役	2026年1月1日
後藤 英夫	株式会社エンジェル・トーチ 代表 取締役会長 立川ブラインド工業株式会社 社外 取締役	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 株式会社エンジェル・トーチ 代表 取締役会長 JMRアセットマネジメント株式 会社 代表取締役社長 立川ブラインド工業株式会社 社外 取締役	2026年1月1日
山下 晴康	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 株式会社エンジェル・トーチ 監査 役 株式会社ジュピター・ファンディ ング 代表取締役社長	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 株式会社エンジェル・トーチ 監査 役 株式会社ジュピター・ファンディ ング 代表取締役社長	2026年1月1日
室谷 泰蔵	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 一般社団法人 不動産クラウドファン ディング協会 理事	株式会社イー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 一般社団法人 不動産クラウドファン ディング協会 理事	2026年1月1日

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

#### ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議し、2022年2月10日、2023年2月10日及び2025年2月13日開催の当社取締役会において、当該決定方針について一部改定する旨の決議をし、当事業年度においては、下記イに基づき運用いたしました。

#### イ 決定方針の内容の概要

##### A. 役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、Dの役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家によるCG委員会へのレクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

##### (i) 固定報酬（月額定期報酬）

【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じてDの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

##### (ii) 短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）

【考慮要素】役位、職責に応じてDの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

##### (iii) 長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）

【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、以下の算定方法に基づき、Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。

ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しま

せん。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】 毎年3月の取締役会で、役位に応じたポイントテーブルに基づき、毎年12月31日に在任している長期業績連動報酬対象取締役にポイント（1ポイント＝当社普通株式1株とし、株式分割・併合等が生じた場合には調整します。）を付与することを決定します。ただし、12月31日で終了する事業年度の税金等調整前当期純利益金額が当社の定める単年度計画値に達しないと見込まれる場合、当該年度についてはポイントを付与しないものとします。

【当社株式等の交付等条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）について、信託から交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を受けることができるものとします。

このとき、長期業績連動報酬対象取締役は、ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます。

ア) 信託期間中の毎年12月31日に長期業績連動報酬対象取締役であること（信託期間中に新たに長期業績連動報酬対象取締役となった者を含む。）

イ) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと

B. 固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、上記A（i）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、上記A（ii）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

C. 長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式等の交付等を行

うものとしてします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、上記A（iii）の考慮要素を考慮し、上記A（iii）の算定方法及び付与条件に基づいて、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

D. 役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

- I 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。
- II 外部専門家（大手コンサルティングファーム）は、以下についてCG委員会へ情報提供を行う。
  - i：近時の取締役報酬トレンド
  - ii：当社取締役報酬ポリシーについての講評
  - iii：当社取締役報酬決定プロセスについての講評
  - iv：過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評
  - v：当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評
- III CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、IIの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。
- IV CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。
- V 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

※CG委員会は、取締役候補の選定・取締役の解任・取締役の報酬・代表取締役社長CEOの後継者計画に関する事項について、取締役会に答申することを目的としており、構成メンバーは独立社外取締役、代表取締役CEO等で、委員長は独立社外取締役から選任し、委員の過半数は独立社外取締役としております。

ウ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記イDの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定め、CG委員会において、上記イA～C記載の決定方針に従った決定内容であることを確認しているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役年額1億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2025年3月26日開催の第5期定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度の継続及び内容改定の決議がされており、当該信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額の上限は年額208百万円、信託期間（約2年間）を通じて交付される当社株式の合計数の上限は150万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2025年3月26日開催の取締役会決議により、CG委員会の答申を尊重することを条件に、各取締役の固定報酬の額／短期業績連動報酬の額／株式報酬における交付株式数算定基礎額の決定について、代表取締役社長CEOである田中秀夫に委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適しているためであり、上記①イDの役員報酬等の決定プロセスに従ったものです。

代表取締役社長CEOは、上記①イの決定方針に基づき、外部専門家によるCG委員会への情報提供、CG委員会での審議・決議を経た答申を尊重して、上記各金額を決定しております。

#### ④ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬 (金銭報酬)	短期業績 連動報酬 (金銭報酬)	長期業績 連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員である取締 役を除く） （うち社外取締役）	450,750 (12,000)	229,755 (12,000)	103,475 (-)	117,519 (-)	7名 (1名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	33,750 (33,750)	33,750 (33,750)	- (-)	- (-)	3名 (3名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額のうち、当社からの報酬等は315,394千円であり、報酬等の種類別としては固定報酬141,768千円、短期業績連動報酬56,105千円、長期業績連動報酬117,519千円となっております。なお当社からの報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与として29,155千円を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、子会社からの報酬等として135,356千円のうち使用人兼務取締役の使用人分給与として6,182千円を含んでおります。

#### (3) 社外役員の重要な兼職の状況（2025年12月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	関 山 護	一般財団法人フィリピン協会	会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社	監査役
		トビラシシステムズ株式会社	社外取締役（監査等委員）
		公益財団法人国際人材育成機構	非常勤理事
		マネックス・アセットマネジメント株式会社	監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	栗 井 佐知子	ビーピー・カストロール株式会社	社外取締役（監査等委員）
		H.U.グループホールディングス株式会社	社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	染 川 博 行	株式会社エー・ディー・ワークス	監査役

- (注) 1. 取締役関山護氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）田名網尚氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）栗井佐知子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
4. 取締役（監査等委員・常勤）染川博行氏が兼職している株式会社エー・ディー・ワークスは、当社の連結子会社であり、当社と特定関係事業者という関係にあります。

#### (4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役 <small>に期待される役割</small> に関して行った職務の概要
取 締 役	関 山 護	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	粟 井 佐知子	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	梁 川 博 行	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。大手生命保険会社での内部監査部門及び常勤監査役の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。

- ・ 填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
- ・ 保険料は全額当社が負担しております。

### ② 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、監査役、執行役員及び管理者である従業員となります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,800千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,800千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、この金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

- ①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催する。
  - イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
  - ウ. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査・監督を行う。
  - エ. 当社は、コンプライアンス・オフィサーに、子会社におけるコンプライアンスに係る事項を管理する機能を担わせる。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 株主総会、取締役会、経営役員会、経営会議の議事録を法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
  - イ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達・諸規程なども、所定の手続きに基づいて作成し、所管部署で適切に保存・管理するとともに、必要に応じてグループウェアシステムを活用し社内周知する。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
  - イ. リスク管理については、当社グループ全体で実効ある形で推進するために「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会の運営・体制は、「リスク管理規程」に定める。
  - ウ. 反社会的勢力との関係遮断については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟するとともに、全部署での意識の醸成を図りつつ、業務形態に応じたチェックシステムの整備を推進する。
  - エ. 当社は、「関係会社規程」に基づき、管理部門の各部門長に、子会社におけるリスクを管理する機能を担わせる。
- ④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 経営会議を設置し、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議する。
  - イ. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
  - ウ. 業績管理に資する財務データについては、迅速かつ的確に取締役に提供する。
  - エ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

- ⑤当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社グループの「企業行動憲章」を定め、法令と社会的規範遵守について全従業員に教育・啓蒙を実施する。
  - イ. 法令及び定款等への適合の確保については、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を通じて、法令遵守を徹底する。
  - ウ. 内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款・社内諸規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑥当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「関係会社規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項を明確にし、当社に対する報告を求め、その執行状況をモニタリングする。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査等委員会の判断で実施可能な体制を維持する。
  - イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人については、その必要が生じた場合、監査等委員会の求めに応じて設置する。
- ⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 監査等委員である取締役が、経営役員会、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる体制を維持する。
  - イ. 監査等委員である取締役が、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を実施することができる体制を維持する。
  - ウ. 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を維持する。
  - イ. 監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①取締役の職務執行について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

当社において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名（すべて社外取締役）の10名で構成されており、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員（代表取締役、経営企画担当取締役及び取締役会において経営役員として選定された取締役）を構成メンバーとする経営役員会を月1回以上任意に開催しております。

さらに、経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月1回開催しております。

当事業年度においては、取締役会を18回（書面決議5回を含む）、経営役員会を33回（書面決議9回を含む）、経営会議を12回、それぞれ開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

### ②リスク及びコンプライアンスの管理について

リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理を行い、その結果を取締役に報告し、リスクの共有を図るとともに、リスクの低減に努めております。

ISO/IEC27001認証取得における情報セキュリティ・マネジメントシステム（ISMS）のマニュアルを定め、情報の保全と管理向上に寄与することに努めております。

また、法務部門において、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を実施し、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス室において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙を実施しております。

反社会的勢力との関係遮断については、当社グループの企業行動憲章に「反社会的勢力とは、一切の関わり合いを持ちません。」と明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、役員・従業員全員に周知・徹底を図っております。また、「取引審査規程」及び「犯罪収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認等の措置の実施に関する規程」に基づき審査を行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしております。

### ③内部監査について

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

④当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社に対して、「関係会社規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行っております。

⑤監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役3名の監査等委員である取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議、経営リスク管理委員会等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門の責任者等に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

なお、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続の確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、当社は、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株主による株式の大量取得自体を否定するものではありません。

もっとも、大規模買付者による当社に対する株式の買集め及びその提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる場合があります。また、大規模買付者による提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

そして、大規模買付者によって当社の基本的、抜本的かつ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点における全ての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様が、自由なご意思で判断すべきです。

また、株主の皆様の自由なご意思で判断するに当たっては、大規模買付者の提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断していただくべく、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されること、株主の皆様が相当期間熟慮する時間を有することが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において大規模買付ルールを導入しております。

### (2) 基本方針実現のための特別な取組み等の概要

株式会社イー・ディー・ワークスは、定款の定めにより、2012年6月28日開催の同社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、その後、2015年6月23日及び2018年6月26日開催の同社定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その後、2019年11月29日開催の同社臨時株主総会において、当社への株式移転計画が承認されるとともに、株式会社イー・ディー・ワークスの大規模買付ルールと同等のルールを当社へ継続導入することに関し、ご承認をいただき、2023年3月28日開催の当社定時株主総会において、有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その詳細につきましては下記ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

<当社ウェブサイト>

(<https://www.adwg.co.jp/ir/library/meeting/>)

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（ADワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」を順に選択のうえ、「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会または取締役会の決議により行います。

なお、2023年3月28日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました大規模買付ルールは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することとなりますが、有効期間を3年として更新することに関し、株主の皆様の意志を確認させていただくため、本総会において議案としてお諮りすることとしております。議案の詳細につきましては、株主総会参考書類第4号議案をご参照ください。

### **(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由**

当社取締役会は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③大規模買付ルールに基づく対抗措置発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、上記（2）の取組みが上記（1）の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社グループは、予想配当性向（配当金の総額÷通期業績計画における「親会社株主に帰属する当期純利益」）が50%を超えない限りにおいて、配当利回り（1株あたり年間配当金÷1月から12月までの月末株価の平均）が4%以上となるように配当額を決定し、これにより第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）にて重視している株主価値の向上を目指します。この方針のもと、当期の期末配当については1株当たり10.0円とさせていただきます。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>58,941,866</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,850,249</b>
現金及び預金	11,909,924	買掛金	651,373
売掛金	276,847	短期借入金	606,000
販売用不動産	41,781,916	1年内償還予定の社債	265,800
仕掛販売用不動産	1,806,435	1年内返済予定の長期借入金	6,283,524
その他	3,167,870	未払法人税等	1,461,720
貸倒引当金	△1,126	賞与引当金	362,633
		その他	3,219,197
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,109,316</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>38,635,747</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,187,974</b>	社債	595,200
建物及び構築物	2,952,424	長期借入金	38,012,864
工具器具備品	100,896	その他	27,682
機械装置及び運搬具	3,162		
土地	3,760,729	<b>負 債 合 計</b>	<b>51,485,996</b>
建設仮勘定	4,370,760	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>451,625</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>20,366,525</b>
のれん	263,966	資本金	6,347,133
その他	187,658	資本剰余金	5,432,864
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,469,716</b>	利益剰余金	8,819,778
投資有価証券	487,393	自己株式	△233,250
繰延税金資産	534,953	その他の包括利益累計額	177,843
その他	447,368	その他有価証券評価差額金	67,300
<b>繰 延 資 産</b>	<b>11,626</b>	為替換算調整勘定	110,543
社債発行費	11,626	新株予約権	35,645
		非支配株主持分	△3,202
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,576,812</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>72,062,809</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>72,062,809</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		67,531,965
売上原価		55,457,373
<b>売上総利益</b>		<b>12,074,592</b>
販売費及び一般管理費		7,086,944
<b>営業利益</b>		<b>4,987,647</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,237	
受取保険金	6,826	
保険解約返戻金	343	
その他	19,225	52,632
営業外費用		
支払利息	730,739	
借入手数料	128,982	
創立費償却	1,992	
その他	28,988	890,704
<b>経常利益</b>		<b>4,149,575</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,406	
投資有価証券売却益	7,245	
子会社株式売却益	144,113	
為替換算調整勘定取崩益	901,989	1,054,755
特別損失		
固定資産除却損	3,781	
投資有価証券評価損	9,636	13,418
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,190,913</b>
法人税、住民税及び事業税		1,824,328
法人税等調整額		66,306
<b>当期純利益</b>		<b>3,300,277</b>
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△15,094
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>3,315,372</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,283,837	5,368,645	6,146,730	△288,093	17,511,119
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	63,296	63,296			126,592
剰余金の配当			△565,662		△565,662
親会社株主に帰属する当期純利益			3,315,372		3,315,372
自己株式の取得				△432	△432
自己株式の処分		922		55,274	56,196
連結範囲の変動			△76,662		△76,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	63,296	64,218	2,673,048	54,842	2,855,406
当期末残高	6,347,133	5,432,864	8,819,778	△233,250	20,366,525

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	38,909	1,165,987	1,204,897	24,765	20,353	18,761,135
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						126,592
剰余金の配当						△565,662
親会社株主に帰属する当期純利益						3,315,372
自己株式の取得						△432
自己株式の処分						56,196
連結範囲の変動						△76,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,390	△1,055,444	△1,027,053	10,880	△23,556	△1,039,729
当期変動額合計	28,390	△1,055,444	△1,027,053	10,880	△23,556	1,815,676
当期末残高	67,300	110,543	177,843	35,645	△3,202	20,576,812

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社、非連結子会社の数 1社

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

##### (1) 連結子会社の名称

株式会社イー・ディー・ワークス

株式会社イー・ディー・パートナーズ

株式会社エンジェル・トーチ

株式会社ジュピター・ファンディング

A.D.Works USA, Inc.

ADW Management USA, Inc.

ADW-No.1 LLC

ADW Hawaii LLC

Avenue Works Normandie LLC

Avenue Works Ardmores LLC

(連結の範囲の変更)

Avenue Works Georgetown LLCは解散し清算終了したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

株式会社スミカワADDは2025年7月1日に全株式の株式譲渡を行ったため、連結の範囲から除外しております。

ADW-No.1 LLCは既に解散しておりますが、2025年12月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記連結子会社の合計数に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称

JMRアセットマネジメント株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類等に重要な影響を及ぼさないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数  
該当事項はありません。

## 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価  
仕掛販売用不動産 切下げの方法)

#### ③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産  
旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法 (但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降  
に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

工具器具備品 2年～20年

#### ② 無形固定資産

定額法

のれんは、4～19年間で均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)  
に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- |         |   |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                                     |

## 4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### (1) 繰延資産の処理方法

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ① 株式交付費 | 定額法を採用しております。<br>償却年数 3年    |
| ② 社債発行費 | 社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。 |
| ③ 創立費   | 定額法を採用しております。<br>償却年数 5年    |

### (2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

### (3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 収益不動産販売事業

国内においては株式会社イー・ディー・ワークスが担っております。米国においてはADW-No.1 LLCが担っていましたが、保有物件の売却が完了し、既に解散しております。なお、ADW-No.1 LLCは、2025年12月31日時点で清算手続き中のため、連結の範囲に含めております。当事業においては、収益不動産を独自の営業ルートにより仕入れ、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等のバリューアップを施した上で、個人富裕層を中心とした投資家や不動産オーナー、事業法人機関投資家等に販売しております。当事業では、顧客との不動産売買契約に基づき、バリューアップを施した収益不動産の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。なお、一部の不動産売買契約において、当社グループは引き渡した不動産に契約不適合（瑕疵）が検出された場合の修繕費用及び引き渡し時に未実

施の工事費用を保証する義務を負っております。当該履行義務は実際に修繕または工事が行われる、あるいは保証期間終了時の一時点で充足されるものであり、当該事象発生時点において収益を計上していません。

## ② スtock型フィービジネス

国内においては株式会社イー・ディー・ワークス及び株式会社イー・ディー・パートナーズが担っております。当中間連結会計期間まで当事業を担っていた株式会社スミカワADDは2025年7月1日に全株式の株式譲渡を行ったため、連結の範囲から除外しております。当連結会計年度における当該会社の取引は、譲渡日までの期間にかかるものとなります。米国においてはADW Management USA, Inc.が担っております。当事業においては、主に管理受託不動産のプロパティ・マネジメントを行っております。プロパティ・マネジメントでは、顧客との賃貸管理契約に基づき、テナントの賃料及び敷金等出納業務、入退去手続等を実施し、テナントから受領した賃料等からそれらの業務手数料を控除した金額を顧客に送金する義務を負っております。当該履行義務は顧客への送金が完了する一時点で充足されるものであり、当該送金時点において収益を計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

## (5) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行います。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

### ③ ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的としております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

## (6) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 5. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### 販売用不動産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売用不動産	41,781,916
仕掛販売用不動産	1,806,435
棚卸資産評価損	256,517

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。正味売却価額は、個別物件ごとの取得時又は計画変更時の事業計画における販売見込額から改修費または建設費の今後の発生見込額及び販売経費等見込額を控除して算定しておりますが、一部の物件については、社外の不動産鑑定士の評価を利用しています。

##### ② 主要な仮定

販売見込額の算定に用いる個別物件ごとの賃料や利回り等については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。また、建築費の今後の発生見込み額については、建築マーケットの状況、追加工事の発生状況等を勘案しております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、不動産販売市況の悪化に伴う販売価格の低下、建築価格の高騰、追加工事の発生等により、正味売却価額の見積りと実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 追加情報

### (1) 信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループでは、株式会社イー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2025年3月26日開催の第5期定時株主総会において本制度の継続及び内容改定が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 3月の取締役会において、取締役に対して役位に応じたポイントテーブルに基づき、ポイント（1ポイント＝当社普通株式1株）を付与することを決議し、翌年1月に受益者要件を満たした取締役に所定の算定方法により算定される当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式を当社が無償取得したうえで償却を行うとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託留保金を超過する部分について取締役に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、108,039千円、701,751株であります。

### (2) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

### (3) 棚卸資産の振替

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用収益不動産973,194千円は、長期保有用収益不動産に保有方針を変更したため、固定資産に振替えております。

## 8. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

販売用不動産	39,782,652千円
仕掛販売用不動産	1,258,518千円
建物及び構築物	2,815,873千円
工具器具備品	47,945千円
機械装置及び運搬具	2,560千円
土地	3,760,729千円
建設仮勘定	4,188,411千円
計	51,856,691千円

#### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,924,024千円
長期借入金	37,501,204千円
計	43,425,229千円

### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	407,899千円
----------------	-----------

### (3) 売掛金及びその他のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	113,770千円
契約資産	－千円

### (4) その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	132,837千円
------	-----------

## 9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

50,420,864株

### (2) 配当に関する事項

#### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	269,588 (注) 1	5.50	2024年12月31日	2025年3月12日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	296,074 (注) 2	6.00	2025年6月30日	2025年9月11日

- (注) 1. 2025年2月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,527千円を含めて記載しております。
2. 2025年8月7日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,030千円を含めて記載しております。

#### 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	498,068 (注)	10.00	2025年12月31日	2026年3月11日

- (注) 配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金7,017千円を含めて記載しております。

### (3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

2,392,700株

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブは、為替変動リスク、金利変動リスク等の回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。投資有価証券は、発行体の信用リスクや、為替変動リスクに晒されておりますが、当社の保有方針に照らした案件ごとの検証の実施や、為替変動のモニタリングなどを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金には主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、大幅な変動に対しては代替の調達手段確保を検討することとしているほか、一部については、デリバティブ取引を利用してヘッジすることもあります。

当社グループでは、資金需要の見通しおよび手元流動性の状況を継続的に把握し、適切な資金繰り管理を実施しております。

外貨建預金及び海外子会社に対する外貨建貸付金等の債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則、先物為替予約を利用してヘッジしております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	138,831	138,831	－
資産計	138,831	138,831	－
デリバティブ取引	30	30	－
(1) 社債	(861,000)	(859,056)	△1,943
(2) 長期借入金	(44,296,389)	(45,366,530)	1,070,140
負債計	(45,157,389)	(46,225,586)	1,068,197
デリバティブ取引	(3,059)	(3,059)	－

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
2. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り敷金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。なお、1年内償還予定の社債は社債、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、(1) 投資有価証券には含まれておりません。市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価の対象としておりません。組合出資金は連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する事業体への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	2025年12月31日
非上場株式等	101,666
組合出資金	246,895

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	138,831	—	—	138,831
デリバティブ取引				
通貨関連	—	30	—	30
資産計	138,831	30	—	138,862
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,059	—	3,059
負債計	—	3,059	—	3,059

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	859,056	—	859,056
長期借入金	—	45,366,530	—	45,366,530
負債計	—	46,225,586	—	46,225,586

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

## 11. デリバティブ取引に関する注記

### (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関係

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,075,662	—	△3,028	△3,028

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

### (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関係

該当事項はありません。

## 12. 賃貸等不動産に関する注記

当社の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の一棟マンション及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用収益不動産973,194千円は、長期保有用収益不動産に保有目的を変更したため、固定資産に振替えております。

2025年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は207,489千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度
連結貸借対照表計上額	期首残高	8,904,163
	期中増減額	1,201,161
	期末残高	10,105,325
期末時価		12,956,920

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の増加は、保有目的変更及び追加工事による増加1,327,193千円であり、減少は、減価償却126,031千円であります。  
 3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

### 13. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	59,954,821
その他の源泉から生じる収益	7,577,143
合計	67,531,965

財又はサービスの種類別情報

(単位：千円)

主要な財またはサービスのライン	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
不動産販売	58,416,728	－	58,416,728
工事	－	405,864	405,864
不動産管理	－	932,230	932,230
その他	－	199,997	199,997
顧客との契約から生じる収益	58,416,728	1,538,092	59,954,821

地域別情報

(単位：千円)

主たる地域市場	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
日本	55,282,945	1,500,381	56,783,326
米国	3,133,783	37,711	3,171,494
顧客との契約から生じる収益	58,416,728	1,538,092	59,954,821

(注) その他の源泉から生じる収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報**

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	113,770
契約負債	132,837

主な顧客との契約から生じた債権は、請負管理及び業務委託契約について期末日時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、無条件になっている営業未収入金であります。

主な契約負債は、顧客からの前受金に関連するもの及び契約不適合（瑕疵）修繕・引渡時未実施工事の保証に係る対価に関連するものであり、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、121,361千円であります。また、契約負債の増減は、主として収益不動産の売買契約に伴う手付金の受領（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたもの及び契約不適合（瑕疵）修繕・引渡時未実施工事の保証義務の発生（契約負債の増加）と修繕工事の完了又は保証期間経過に伴う収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**14. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	418円37銭
1株当たり当期純利益	68円46銭

## 15. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の事業分離)

当社は、2025年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社イー・ディー・パートナーズの「外部オーナー向けプロパティ・マネジメント事業」を、吸収分割により株式会社アーキテクト・ディベロッパーに対して承継することを決議しました。

本会社分割は、選択と集中の観点から事業ポートフォリオを再構築し、経営資源を成長領域へ集中させることを目的としています。

### 1. 事業分離の概要

#### (1) 事業分離日

2026年1月13日

#### (2) 分離先企業の名称

株式会社アーキテクト・ディベロッパー

#### (3) 分離する事業の内容

株式会社イー・ディー・パートナーズの外部オーナー向けプロパティ・マネジメント事業

#### (4) 事業分離を行う主な理由

選択と集中の観点から事業ポートフォリオを再構築し、経営資源を成長領域へ集中させることを目的としています。

#### (5) 譲渡価額及び譲渡損益

事業分離の対価として、18.1億円を上限とする範囲で決定しますが、最終金額は契約条件に基づき2026年7月以降に確定し、確定次第開示いたします。2026年12月期において、特別利益として事業分離の対価から仲介手数料等の関連費用を控除した金額を計上する見込みです。

#### (6) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする会社分割

### 2. 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき処理を行う予定です。

### 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ストック型フィービジネス事業

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年11月25日開催の取締役会において、選択と集中の観点から事業ポートフォリオを再構築し、経営資源を成長領域へ集中させることを目的として当社グループの組織再編を決議しました。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 企業結合日

2026年1月13日

### (2) 企業結合の法的形式

株式会社イー・ディー・パートナーズを分割会社、株式会社イー・ディー・ワークスを承継会社とする  
吸収分割

### (3) 対象となった事業の名称

- ①当社グループが保有する物件に対するプロパティ・マネジメント事業
- ②当社グループが不動産小口化商品として売却した物件に対するプロパティ・マネジメント事業
- ③医療モール マスターリース・サブリース事業
- ④賃貸保証事業

## 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき共通支配下の取引として処理を行う予定です。

## 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント ストック型フィービジネス事業

## 16. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,946,087</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,844,189</b>
現金及び預金	1,681,277	短期借入金	531,000
短期貸付金	4,383,665	1年内償還予定の社債	66,800
その他	881,145	1年内返済予定の長期借入金	304,500
<b>固定資産</b>	<b>13,135,260</b>	未払法人税等	417,558
<b>有形固定資産</b>	<b>61,902</b>	賞与引当金	74,334
建物	32,147	その他	449,996
工具器具備品	29,755	<b>固定負債</b>	<b>399,860</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>121,549</b>	社債	133,200
その他	121,549	長期借入金	266,660
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,951,808</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,244,049</b>
関係会社株式	12,699,658	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	74,194	<b>株主資本</b>	<b>17,803,939</b>
その他	177,955	<b>資本金</b>	<b>6,347,133</b>
<b>繰延資産</b>	<b>2,288</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>8,042,910</b>
社債発行費	2,288	資本準備金	2,222,133
		その他資本剰余金	5,820,776
		<b>利益剰余金</b>	<b>3,647,146</b>
		その他利益剰余金	3,647,146
		繰越利益剰余金	3,647,146
		<b>自己株式</b>	<b>△233,250</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>35,645</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>17,839,585</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,083,635</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,083,635</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,247,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,605,205
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,641,932</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,174,519	
そ の 他	1,298	1,175,818
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,498	
支 払 手 数 料	56	
創 立 費 償 却	1,924	
為 替 差 損	26,665	
そ の 他	417	59,563
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,758,187</b>
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	112,311	112,311
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,781	3,781
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,866,717</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		573,736
法 人 税 等 調 整 額		△21,930
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,314,912</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,283,837	2,158,837	5,819,854	7,978,692	1,897,895	1,897,895
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	63,296	63,296		63,296		
剰余金の配当					△565,662	△565,662
当期純利益					2,314,912	2,314,912
自己株式の取得						
自己株式の処分			922	922		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	63,296	63,296	922	64,218	1,749,250	1,749,250
当期末残高	6,347,133	2,222,133	5,820,776	8,042,910	3,647,146	3,647,146

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△288,093	15,872,331	24,765	15,897,096
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		126,592		126,592
剰余金の配当		△565,662		△565,662
当期純利益		2,314,912		2,314,912
自己株式の取得	△432	△432		△432
自己株式の処分	55,274	56,196		56,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,880	10,880
当期変動額合計	54,842	1,931,608	10,880	1,942,488
当期末残高	△233,250	17,803,939	35,645	17,839,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価

仕掛販売用不動産 切下げの方法)

##### ③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法 (但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～18年

工 具 器 具 備 品 5年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

- a 株式交付費 定額法を採用しております。  
償却年数 3年
- b 社債発行費 社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。
- c 創立費 定額法を採用しております。  
償却年数 5年

##### ② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ③ 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として、グループ会社への経営指導料収入であります。経営指導料収入については、グループ会社に対し、経営・企画等の指導・助言等を行うこと、受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過につれて充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

##### ④ 重要なヘッジ会計の方法

###### a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

###### b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

###### c ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

###### d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

## 2. 追加情報

### 信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社では、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2025年3月26日開催の第5期定時株主総会において本制度の継続及び内容改定が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社は、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 3月の取締役会において、取締役に対して役位に応じたポイントテーブルに基づき、ポイント（1ポイント＝当社普通株式1株）を付与することを決議し、翌年1月に受益者要件を満たした取締役に所定の算定方法により算定される当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式を当社が無償取得したうえで償却を行うとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託留保金を超過する部分について取締役に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、108,039千円、701,751株であります。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

該当事項はありません。

###### ② 担保に係る債務

該当事項はありません。

##### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 24,479千円

##### (3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

(株)エー・ディー・ワークス 7,854,200千円

ADW Hawaii LLC 897,756千円

##### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 5,120,366千円

関係会社に対する短期金銭債務 63,117千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高（収入） 3,247,137千円

営業取引以外の取引による取引高（収入） 121,674千円

営業取引以外の取引による取引高（支出） 11,346千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式（注） 1,315,730株

（注）信託が所有する当社株式701,751株を含めて記載しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
見積未払金	2,740千円
未払役員賞与	15,003 //
賞与引当金	22,761 //
未払事業税	21,497 //
未払法定福利費	4,158 //
一括償却資産損金算入限度超過額	6,116 //
その他	58,052 //
小計	130,329千円
評価性引当額	△56,135千円
繰延税金資産合計	74,194千円
繰延税金負債	
その他	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	74,194千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.1 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 //
受取配当金の益金不算入	△12.2 //
評価性引当額の増減	△0.5 //
その他	1.0 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.2%

### (3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に交付され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は2027年1月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%に変更し計算をしております。

なお、この税率の変更に伴う影響は軽微であります。

### 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

### 10. 関連当事者との取引に関する注記

#### (1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)イー・ディー・ワークス	東京都千代田区	1,000,000	収益不動産事業	(所有) 直接100.0	役員の兼任	経営指導料の受取(注1) 資金の貸付(注2) 資金の回収(注2) 利息の受取(注2) 金融機関借入債務に対する保証(注3)	3,186,817 4,250,000 4,084,259 90,318 —	未収収益 貸付金 未収収益 / 受取利息 債務保証残高	601,052 2,390,921 11,368 7,854,200
子会社	(株)ジュピター・ファンディング	東京都千代田区	9,000	その他金融業	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の返済(注2) 利息の支払(注2)	804,259 9,440	短期借入金 未払費用	— —
子会社	A.D.Works USA, Inc.	米国カリフォルニア州	126,938	米国子会社管理事業	(所有) 間接100.0	役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の回収(注2) 利息の受取(注2)	2,036,342 157,862 24,724	貸付金 未収収益 / 受取利息	1,878,480 12,344
子会社	ADW Hawaii LLC	米国カリフォルニア州	187,493	米国収益不動産事業	(所有) 間接100.0	債務保証	金融機関借入債務に対する保証(注3)	—	債務保証残高	897,756

- (注) 1. 内容を勘案し、掛かるコストに対して複数の基準で料率を算定し、支払を受けております。
2. 当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書 (限度貸付)」に基づき、資金繰支援を目的として資金の貸付及び借入をしております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払を行っております。
3. 債務の保証は、金融機関からの借入に対して当社が債務の保証を行ったものであります。なお、保証料は受け入れておりません。

## (2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び 主要株主	田中 秀夫	10.80	当社代表取締役 社長CEO	第3回新株予約権の権利行使 (注1)	32,800	—	—
				第5回新株予約権の権利行使 (注2)	5,616	—	—
役員	金子 幸司	0.51	当社取締役	第3回新株予約権の権利行使 (注1)	13,120	—	—
				第5回新株予約権の権利行使 (注2)	7,800	—	—

- (注) 1. 2020年8月31日付取締役会決議により付与された第3回新株予約権の当事業年度における権利行使であります。なお、「取引金額」欄は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 2021年8月12日付取締役会決議により付与された第5回新株予約権の当事業年度における権利行使であります。なお、「取引金額」欄は当事業年度における権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	362円56銭
1株当たり当期純利益	47円80銭

**13. 連結配当規制適用会社に関する注記**

該当事項はありません。

**14. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社 ADワークスグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ADワークスグループの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ADワークスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社 ADワークスグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ADワークスグループの2025年1月1日から2025年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社ADワークスグループ 監査等委員会

監査等委員 染 川 博 行 ㊟

監査等委員 田 名 網 尚 ㊟

監査等委員 栗 井 佐 知 子 ㊟

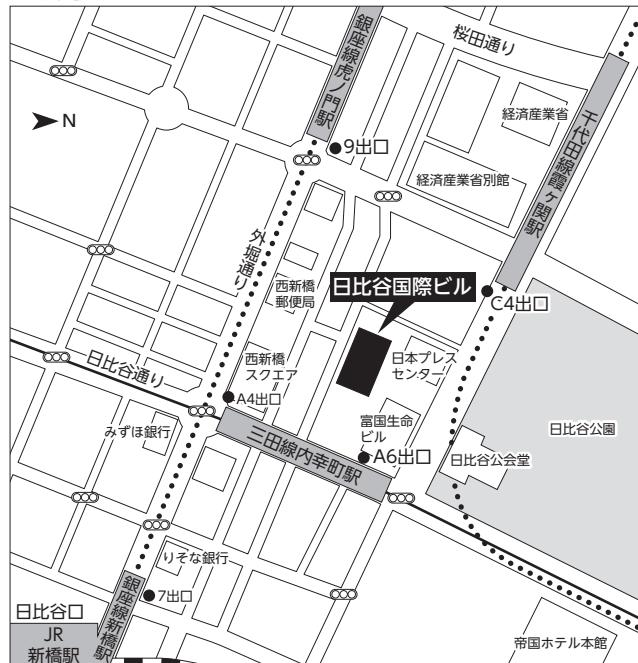
(注) 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階  
 日比谷国際ビル コンファレンス スクエア (8F)  
 電話 03-5157-5039

<ご案内図>



<交通機関>

内幸町駅	都営地下鉄：三田線	A6出口方面 地下ネットワークにて地下2階に直結
霞ヶ関駅	東京メトロ：千代田線・日比谷線・丸ノ内線	C3・C4出口方面 地下ネットワークにて地下1階に直結
虎ノ門駅	東京メトロ：銀座線	9出口より徒歩5分
新橋駅	JR：山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線・総武線(快速) 東京メトロ：銀座線 都営地下鉄：浅草線 新交通：ゆりかもめ	日比谷口より徒歩10分